

## 箕面市立西小学校 PTA 規約内規

- 第 1 条 役員** 1. 役員は兼任できません。ただし、任期の途中で欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て他の役員が兼務します。  
(規約第 11 条)
- 第 2 条 指名委員** 1. 指名委員会は、会長が招集し運営委員の互選により指名正副委員長を決めます。  
(規約第 13 条)
- 第 3 条 運営委員会** 1. 教職員とは、校長、教頭、書記補または会計補のことをいいます。  
(規約第 16 条)
2. 会長は、必要に応じて運営委員会に構成員以外の人の出席を認め意見を聞くことができます。  
ただし、議決には参加できません。  
(規約第 17 条)
3. この会の活動は、原則として総会で承認を受けた年度計画に従って行います。活動計画以外の新規活動は、運営委員会にて活動と目的と会員の時間的・労働的・精神的負担を検討したうえで承認を必要とします。  
(規約第 20 条)
- 第 4 条 改正  
附 則** この内規の改正は、運営委員会で議決します。  
(規約第 20 条)
1. この内規は、平成 14 年 4 月 1 日より実施します。
2. この内規は、平成 20 年 3 月 5 日に改正します。
3. この内規は、令和 3 年 3 月 4 日に改正します。
4. この内規は、令和 3 年 9 月 3 日に改正します。